

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 177 号（諮問第 208 号）

件名：なぜ組員と認定されたのかが分かるものの不開示（存否応答拒否）決定に関する  
件

### 1 開示請求

令和 2 年 12 月 10 日

### 2 原処分

令和 3 年 1 月 18 日（不開示（存否応答拒否）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記の保有個人情報  
の自己情報開示請求について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することにな  
るとして不開示とした。

### 3 審査請求

令和 3 年 4 月 7 日

原処分の取消しを求める。

### 4 諮問

令和 3 年 6 月 15 日

### 5 審議会の結論

処分庁が、存否応答拒否を理由として不開示としたことは妥当である。

### 6 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）  
は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求す  
る個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益  
を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解  
釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害され  
ることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものであ  
る。

#### (2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書、反論書及び処分庁が作成  
した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、処分庁が審査請求  
人を特定の暴力団の組員であると認定した理由が分かる行政文書と解される。

#### (3) 条例第 20 条該当性について

ア 条例第 20 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在して

いるか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。そして、「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報の存否自体の情報が条例第 17 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。例えば、内偵情報、候補者名簿、内部告発情報に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人を対象とした犯罪捜査の有無、候補者としているか否か、内部告発の有無を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

また、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否にすることが必要である。

この考え方に基づき、処分庁が本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求に対し、条例第 20 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

処分庁は、本件請求対象保有個人情報の存否自体を明らかにするだけで条例第 17 条第 6 号に該当する不開示情報を開示することとなるとして、条例第 20 条に該当すると判断しているため、当該情報の条例第 17 条第 6 号該当性について、以下判断する。

#### イ 条例第 17 条第 6 号該当性について

(ア) 本号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報が記録されている保有個人情報は、不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、本件請求対象保有個人情報の存否が本号に該当するか否かを以下検討する。

(イ) 本件自己情報開示請求は、前記(2)において述べたとおり、処分庁が審査請求人を特定の暴力団の組員であると認定した理由が分かる行政文書を請求したものであり、処分庁が審査請求人を特定の暴力団の組員であると認定した事実を前提に、本件請求対象保有個人情報の開示を求めるものである。

(ウ) 処分庁によれば、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かについて、本人への通知等は予定されておらず、仮に特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かを知ることとなれば、警察の情報収集活動の対象、関心事項、情報収集能力等の警察の情報収集活動の実態が明らかとなり、犯罪行為を企図している者等において各種活動を潜在化、巧妙化させる

などの防衛措置を講じられるおそれがあるとのことである。

警察の情報収集活動の対象とされているか否かについて、本人への通知等が予定されていないことからすれば、本件請求対象保有個人情報の存否を開示することは、本来本人が知ることができない警察による調査実態や調査事実の存否を明らかにする結果になると認められる。したがって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があるといえる。

よって、本件請求対象保有個人情報の存否に関する情報は、条例第 17 条第 6 号に該当する。

ウ 以上のとおり、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、条例第 17 条第 6 号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、処分庁が条例第 20 条の規定により、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否の条例第 20 条該当性については、前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

令和元年 8 月 17 日、私が A 警察署で逮捕された時、暴力団の調べなど何にも無かったのに、なぜ私が、B の組員と認定されたのかが分かるものを提示してほしい。